

北陸大学利益相反ポリシー

平成 29 年 12 月 4 日
第 604 回常任理事会制定

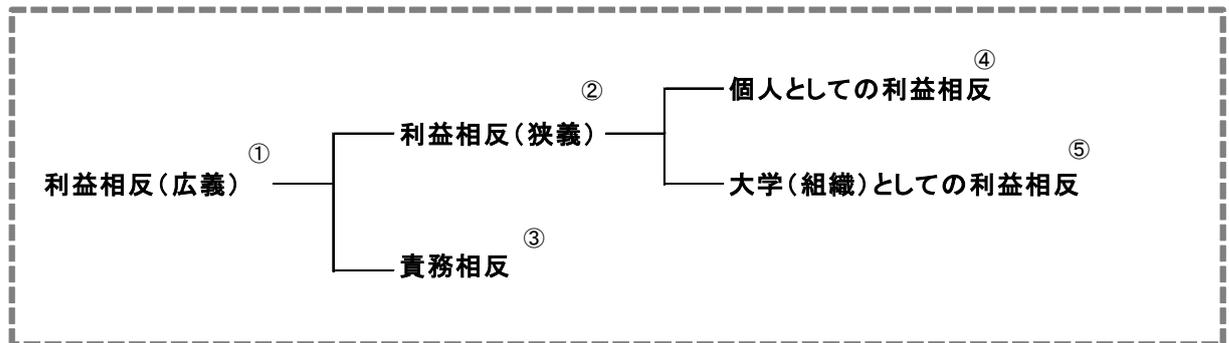
1. 目的

北陸大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神のもとに教育・研究・社会貢献を大学の使命と捉え、研究成果を広く社会に還元するべく産学官連携活動を積極的に推進していく必要がある。産学官連携活動を行う上で、本学の教職員等が連携先の企業等から正当な利益を得ること、あるいは特定の企業等に対し必要な範囲において正当な責務を負うことは妥当である。しかしながら、本学本来の使命である教育・研究が疎かになり、大学における職務遂行に必要な公正かつ適正な判断が損なわれることがあってはならない。このような利益相反が生じないよう適切なマネジメントを行い、大学の社会的信頼を確保する取組みや教職員等が適正に産学官連携活動を行えるように環境整備をするため、本学の基本的な考え方を利益相反ポリシーとして定める。

2. 基本方針

- (1) 本学は、産学官連携活動の過程で生じうる利益相反が深刻な事態へと発展することを未然に防止するため、適切な利益相反マネジメントを行う。
- (2) 本学は、教職員等からの申告に基づき、第三者が利益相反の疑念を抱く恐れのあるものについては、適切な助言、指導等により、その解消を図る。
- (3) 本学における利益相反マネジメントは、教職員等の産学官連携活動を制限するものではなく、大学の社会的信頼の確保と教職員等が安心して取り組める環境を整備するものである。

3. 利益相反の定義



①広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反の双方を含む概念

②狭義の利益相反

教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況

③責務相反

教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態

④個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反

⑤大学（組織）としての利益相反

狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反

4. 対象者

ポリシーの対象者は、本学の役員、教職員を対象とする。ただし、それ以外の者についても、必要がある場合は、本ポリシーの適用を求めることができる。

5. 利益相反マネジメント体制

(1) 利益相反マネジメント委員会

本学に利益相反マネジメント委員会を置き、利益相反マネジメントに関する重要事項を審議する。

(2) 情報開示

本学は、利益相反に関する情報を個人情報の保護にも配慮しつつ、基本的な情報公表の原則に従い必要な範囲で公表することで、社会に対し説明責任を果たす。

(3) 本ポリシーを運用するために必要な具体的取扱事項については、「北陸大学利益相反マネジメント規程」に別途定める。

以上